

令和2年度第5回浜松市介護保険運営協議会 会議録

1 開催日時 令和3年1月29日（金）午後7時から午後8時30分まで

2 開催場所 浜松市役所 北館 101・102会議室

3 出席状況

(1) 浜松市介護保険運営協議会委員（50音順）

出席 9名 石垣哲男委員 稲垣佐登史委員 梅田和寛委員
小野宏志委員 式守晴子委員 鈴木謙市委員
鈴木隆之委員 仲村泰則委員 西澤基示郎委員

(2) 事務局

健康福祉部

介護保険課 徳田純一課長 大村貴弘課長補佐 戸田尚美技監 中澤学主幹
國分宏時副主幹 寺田達弘副主幹 中村寿晃副主幹 近藤大照

高齢者福祉課 渡辺貴史（次長兼）課長 鈴木勝己担当課長
亀田岳史専門監兼課長補佐

4 傍聴者 1名

5 議事内容

- (1) パブリック・コメントの実施結果について
- (2) 給付費と保険料設定について
- (3) はままつ友愛の高齢者プラン（修正案）について
- (4) 第4期介護保険料収納率向上のためのアクションプラン（案）について

6 会議録作成者 介護保険課 総務・給付グループ 近藤 大照

7 記録の方法 発言者の要点記録
録音の有無 有・

8 会議記録

1 開会

2 議事

(1) パブリック・コメントの実施結果について

(会長)

議事1点目、「パブリック・コメントの実施結果について」事務局から説明願いたい。

<事務局から資料1、資料2について説明。>

(会長)

ただいま事務局から説明があったが、ご意見、ご質問等があれば発言を願いたい。

(A 委員)

QRコード等を掲載することは、今回が初めての試みなのか確認したい。

(事務局)

そのとおり。

(B 委員)

資料2の10ページ、要望4に関することについて、若い世代にも知ってもらうように図書館や協働センター等施設にプランの冊子を置くということだが、働いている世代がこうした施設をどの程度利用するのか疑問が残る。もう少し他のアプローチを加えて、なるべく若い世代、40～50代の方がよく見る所、行くような所にQRコードとコメントを載せて見ていただくようなアイデアが必要ではと感じた。

(C 委員)

災害時の対応は決まっているが、感染症への対応は不透明な部分が多い。今後の状況が変わっていくことも含めて新しい情報を取り入れて対応をしていく必要がある。

(事務局)

国からの情報提供を踏まえて、市としても引き続き状況に応じて柔軟な対応に取り組んでいきたい。

(D 委員)

今回のプランにおいて、「通いの場」に対し、重要視して支援をしていく予定なのか教えてほしい。

(事務局)

「通いの場」についてはロコモーショントレーニング事業として、活動にあたり 1 回 5 千円の活動費を助成している。

今後も現在の形を継続しながら、なるべく広い範囲で多くの方に取り組んでいただくよう進めていきたいと考えている。

(D 委員)

地域の方々に対して、「通いの場」の存在を今まで以上に知っていただけるよう、PR をして行ってほしい。

(E 委員)

資料 2 の 10 ページ 要望 4 に関して、QR コードを『広報はままつ』に掲載することはできるのか。

(事務局)

広報への記載は所管課との調整が必要のため、この場でお答えは難しい。SNS 等デジタルを活用した案も含めて、周知の方法を市としても検討していきたい。

(E 委員)

プラン（修正案）の 37 ページの（3）に「施設の作成状況や訓練実施状況を定期的に確認します。」という記載があるが、これは実施指導等を想定しているのか。

(事務局)

実施指導に加えて、防災対策の訓練時での確認等を想定している。

(会長)

この案件については聞き置くこととする。

(2) 給付費と保険料設定について

(会長)

次に、「給付費と保険料設定について」事務局から説明願いたい。

<事務局から資料 3 について説明。>

(会長)

ただいま事務局から説明があったが、ご意見、ご質問等があれば発言を願いたい。

(F 委員)

基金の取り崩しについて第 8 期でかなりの金額を使う計画をしているが、2025 年問題を考慮するにあたり、第 9 期での基金の使用も想定される。今回の計画はそうした先の状況も考慮して見込んだものなのか。

(事務局)

基本的には、保険料を納めた方に直接還元するという考えから、直近の方々に利益があるよう努めている。

基金の全額を投入すると次回の保険料が跳ね上がることが想定されるため、第 8 期については 20 億円を使用する計画である。

(D 委員)

今後、国、県の財源が潤う可能性は低く、介護保険分野への割り当ても減っていくことも想定される。そうした場合の対応として保険料を上げていくのか、また給付費を減らしていくのか等、見通しなどは立てているのか。

(事務局)

国、県の負担については国の政策にかかるものであり、市としてお答えすることは難しい。

政令市が集まる大都市会議の意見として、被保険者の負担増にならないよう国へ要望を行っている。

(D 委員)

介護予防、リハビリにしっかり取り組むことでフレイル状態にならないことを地域の方々にもっと広く啓蒙していただき、介護保険を使用することがない地域を目指して行ってほしい。協力できることはしていきたい。

(G 委員)

浜松市の保険料額は、他市と比較した際にどのくらいの位置づけになるのか、参考に教えていただきたい。

(事務局)

全国平均、政令市の平均については資料に記載のとおり。政令市の中でも低い水準の保険料となっている。

(会長)

この案件については聞き置くこととする。

(3) はままつ友愛の高齢者プラン（修正案）について

(会長)

次に、「はままつ友愛の高齢者プラン（修正案）について」事務局から説明願いたい。

<事務局から資料4について説明。>

(会長)

ただいま事務局から説明があったが、ご意見、ご質問等があれば発言を願いたい。

(D 委員)

高齢者人口や給付費等、過去の推計値と実績の比較を通じて、プランの効果についての検証等を行っているのか。

(事務局)

当時の推計値と比較して給付費は下がっており、要介護度も低い水準の方が多いという結果が出ている。皆様の御協力もあり、重度化防止の効果が影響しているのではと考えている。

(D 委員)

分析の結果をプランに記載してもよいのではないか。

(事務局)

プランに記載するためには、詳細な分析が必要となる。次回の課題として検討していきたい。

(D 委員)

保健事業と介護予防の一体的実施についての記載はあるのか。

(事務局)

内容については検討中であり、今回のプランには記載していない。

(F 委員)

介護報酬等の改定については今回の修正をもって反映されたと解釈してよいのか。

(事務局)

給付費等の推計については全体として改定率を考慮して算定している。改定の内容で細かい部分が示されていないものもあるが、計画全体として概ねカバーできており大きなズレはないと考えている。

(C 委員)

コロナの影響で仕事がないという話は聞くが、思っているより介護分野に人材が集まっていない。介護職のイメージアップや外国人人材の問題等もあるが、やはり介護報酬が上がっていかないと人材確保につながらないのではと感じる。

(事務局)

介護報酬が上がっていくことが、介護人材不足の解決につながることは保険者としても理解しており、引き続き国へ要望していきたい。

(H 委員)

若い人へのイメージアップは大切だが、報酬の基準が低いままでは人材不足の解決には至らないと思う。国へは粘り強く働きかけて行ってほしい。

(I 委員)

資料3に「要介護認定者数」の記載があるが、「要支援認定者数」は出ていないのか。

(事務局)

資料3の「要介護認定者数」は「要支援認定者数」を含んだ人数を記載している。

(会長)

本日いただいた意見を少しでもプランに盛り込むことができるよう検討してほしい。

(4) 第4期介護保険料収納率向上のためのアクションプラン(案)について

(会長)

次に、「第4期介護保険料収納率向上のためのアクションプラン(案)について」事務局から説明願いたい。

<事務局から資料5について説明。>

(D 委員)

未収金額はどのくらいになのか。

(事務局)

約 6,500 万円である。

(G 委員)

資料 5-2 12 ページに記載のある「新型コロナウイルス感染症の影響による世帯の収入の著しい現象」について詳細を教えてください。

(事務局)

現時点では、令和 2 年 2 月から令和 3 年 3 月末までの期間において、新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の収入が減少した方に対し、介護保険料の減免を行っている。令和 2 年 12 月時点で申請者数は、約 130 人である。

(B 委員)

外国人の被保険者の約 2 割が滞納しているということだが、外国人労働者は、出身国のコミュニティ意識が強い傾向にある。コミュニティの中できちんと介護保険料を納めている比較的温和な方に保険料の納付を促してもらう等の方法が有効ではないかと感じた。

また保険料を支払うことができるが、介護保険制度に納得していないため、払わない人がいるとは、具体的にどのようなことなのか。

(事務局)

「自分はまだ健康であり、介護を利用しないため介護保険料を払わない」という声はいただいている。しっかりと説明を行い、理解していただくよう努めている。

(E 委員)

資料 5-2「アクションプラン(案)」の 11 ページのフロー図にある「不納欠損処理」の金額について教えてください。また不納欠損になった方の介護保険の利用について確認したい。

(事務局)

令和元年度においては、執行停止の額が 1,222,658 円、2 年の時効により不納欠損となった額が 50,233,738 円となっている。不納欠損になった場合は、その後の介護保険サービスの利用時に給付制限措置等の対象となる。

(E 委員)

浜松市にはブラジル人が多いが、地域のケアマネの状況から、それ以外のラオス

等の国籍の方もみられる。相対的に考えて英語とポルトガル語の表記で周知をすることで広く外国人の方からも理解を得られると考えているのか。

(事務局)

そのとおり。

(会長)

この案件については聞き置くこととする。

3 会長あいさつ

4 その他

5 健康福祉部次長あいさつ

6 閉会